

義務教育における普通教育に相当する  
教育機会の確保等に関する法律案についての  
共同記者会見

「全国から寄せられた法案に対する意見集」

日 時：4月15日(金) 14時30分～16時30分

場 所：衆議院第1議員会館1階 国際会議室

※本日、発言をお願いしましたが、ご都合がつかず、メッセージをいただきました。

## 新教育法律案としての「教育機会の確保」座長案は時代錯誤です

林試の森クリニック院長・精神科医 石川憲彦

昨年来様々に提案されてきた所謂「多様な教育法」の諸試案がそうであったように、今回の座長案も、従来の手垢に汚れた官僚主義路線の域を出ない小手先の目くらまし改変に終始し、急速に進む地球規模での子どもを取り巻く環境の致命的な悪化から目を背け、その総合的且つ根本的解決を先送りにしようとするもので、教育再生どころかむしろその荒廃を助長しかねない代物です。真の教育再生が早急に必要とされている今、日本の子どもたちが現在直面している危機を正確に分析し、大人と子どもが深く理解し合って信頼を深めながら、相互に協力して問題の解決を図ることが切実に求められています。

日本の子どもの危機を象徴する事態の一つに、一部から児童精神医療バブルなどと称されている現象があります。教育の荒廃は、本来なら広義の教育の場で解決すべき問題を医療現場に丸投げせざるをえない現状を生み出し、予約数年待ちで新患を受け付けられない診療機関が出現するところまで進行しています。そのような臨床の現場で、子どもたちの苦しみに日々関わるもの一人として、私が日々痛切に実感させられる最大の課題は次の二点です。

第一に、今日本の子どもたちが直面しているのは、世界中の殆どの子どもたちと同じ近代公教育始まって以来の危機であること。

第二に、子どもたちは、見通しにくい未来への希望を大人も子どももすべての人が共に協力し合いながら切り開いてほしいと、心から願い続けていること。

第一点ですが、日本の教育問題は、地球規模での自然環境破壊・人口増加・エネルギー危機・産業構造の変化・貧困問題などの課題とそれらが生み出す戦争・内乱・飢餓などと密接に関連しています。不登校問題一つをとっても、こういった大人の抱えるリアルな問題と密接に関係しています。それを、「学校にも行けない恵まれない子ども」の問題として軽視し、形式的な学校の努力による不登校対策や表面的な多様な学習機会を保証すればよいという官僚的傲慢さで、「子供騙し」の切り抜けを図ろうとするところに、子どもたちは不安と不満を募らせています。もはやこのような文科省の対策が周回遅れのものに過ぎないことは、2004年の大学改革の結果を診れば火を見るより明らかでしょう。

第二点ですが、今何より私達大人が真摯に向き合わなければならないことは、次のような事柄です。今学校に通っている子どもも、不登校をしている子どもも、およそすべての子どもたちにとって、現在の学校生活はあまりにも多くの不安と不満に満ちたものとなっていること。その原因は、今の教育が20世紀初頭の能力観から未だ離脱できないまま、いたずらに競争主義に陥っているところからくること。更に、現在の大人たちの生き方が、これから生きていこうとする子どもたちの世界に希望や可能性を与えるより、失望や幻滅を味あわせるものに委縮してきていること。

つまり、教育再生の最低の条件は、子どもを取り巻く環境(自然的・社会的)の抜本的改善にこそ存在します。つまり、みかけの多様な教育などではなく、大人も子どもも誰にも多様な生き方で共生できる社会の創造こそ重要なのです。美辞麗句を並べた登校対策ではなく、どこでどのような道を選択しても、いつでもどこからでも再チャレンジ可能な、社会的な自由度・許容度の拡大と深化こそが、必要なのです。

その前提として、緊急に求められているのは、新たな公共の形成と、その公共を共に生き・育てあっていく共育、即ち公共育なのです。リアルな自然的・人間的・社会的諸関係の中で、リアルに実現しながら、上述の様々な課題を克服しようとする公共育を可能にするための教育再生案こそが、持続可能な未来を子どもたちに提示し保障していく唯一の解決策です。

以上、座長案は、有害無益、反対です。

本日は診療のため参加発言できないため、本文をお送りします。ただ、一週間前から体調を崩し、殴り書きで吟味・再校なきままお送りするため、誤字・脱字・乱文などご容赦ください。

2016年4月09日

超党派フリースクール等議連・夜間中学等義務教育拡充議連各位

## 要 請 書

子どもの権利・福祉・教育・文化さいたまセンター

代表委員 藤田昌士（元立教大学）

代表委員 佐藤 隆（都留文科大学）

代表委員 黛 秋代（めだか保育園）

代表委員 鈴木通子（新日本婦人の会）

代表委員 加藤哲夫（学童保育）

さいたま市大宮区吉敷町 4-93-5 大宮教育会館 2F  
048-641-6763

このたび発表されました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案（座長案）」を拝読しました。これまでのご尽力に敬意を表します。

私たち「子どもの権利・福祉・教育・文化さいたまセンター」は、憲法・子どもの権利条約にもとづき子どもの権利を大切にし、子どもの大きな可能性をのばすことを目的としてさいたま市の保護者・教職員・市民が共同で活動している団体です。このような私たちの目的を追求する立場から、上記「法律案（座長案）」に関する私たちの意見を申し述べ、各位のご検討をお願いする次第です。

1 この度の「法律案（座長案）」は、貴議連が、2015年5月末の突然の合同総会以来、不登校・フリースクール・夜間中学等に関しての法律案を示され、何度も勉強会を重ねられ、練り上げられた結果と承知しています。その間、「義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案」は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」へと修正され、その立法趣旨と内容も、フリースクールを支援するものから不登校対策へと大きく修正されています。その中でも、旧案の「個別学習計画」が全面的に削除されたことは、貴議連の英断として高く評価しています。

しかし、新案が示されてからも、全国の不登校問題の関係者、当事者、保護者の間には少なからぬ懸念と不安があり、関係する個人・団体・組織に大きな混乱が生じていることは、貴議連の皆様もご承知の通りです。申すまでもなく、不登校の子どもとその親たちに新たな不安や苦悩をもたらし、あるいは相互の間に分裂や亀裂を生じさせることがあってはなりません。また、この法案が深く「学校」にかかわるものであるにもかかわらず、教育委員会、学校長のみならず、広く教職員や学校関係者の意見を聞き取る話し合いが行われていないことも、今後に残された大きな問題点と考えます。

事柄は「学校」とはなにか、義務教育段階においてすべての子どもに保障されるべき「普通教育」、そしてその「普通教育に相当する教育」とはなにか、さらには「子どもの学習

権」を保障するとはどういうことかという問いにもさかのぼって国民的論議が求められる重要かつ複雑な問題です。法案の性急な国会提出・制定を図ることなく、ひきつづき国民的論議が深められるようご尽力くださることを要請します。

2 私たちは、法案に対する態度に賛否の違いはあるにせよ、大方の人々の一致するところ、そして誰よりも子どもたち自身が願っているのは、学校をすべての子どもたちが安心して通える学校、また安心して休める学校であり、学校の中に多様性が満ち溢れ、認められていることだと考えます。その意味で、「法案（座長案）」にある第三条の一こそが今、喫緊の課題です。しかし、これは新法などを必要とするものではありません。

ちなみに、日本の学校の現状をみると、近くは文部科学省「諸外国の教育統計」平成 27（2015）年度版が示しているように、初等中等教育段階の学級編制基準は、日本の場合、標準人数が小学校第 1 学年（35 人）を除いて 40 人というように、アメリカ合衆国やイギリス、ドイツなどに較べて依然として低い水準に置かれています。また、2014 年に発表された OECD 国際教員指導環境調査（2013 年実施、調査対象は中学校及び中等教育学校前期課程の校長及び教員）によれば、日本の教員の 1 週間当たり勤務時間数は 53.9 時間で、参加国中最長となっています（参加国平均は 38.3 時間）。さらに、2010 年に発表された国連・子どもの権利委員会の日本政府報告書の審査にもとづく「最終見解」によると、第 1 回（1998 年）、第 2 回（2004 年）にひきつづき、日本の学校の内外において子どもの意見の尊重がいちじるしく制限されていることへの懸念（パラグラフ 43）、また「高度に競争的な学校環境」がいじめ、不登校などを助長している可能性があることについての懸念（パラグラフ 70）が示され、それぞれの改善が勧告されています。

これらの国際比較調査や国連・子どもの権利委員会「最終見解」にもみられる日本の学校の現状を現行法制のもとで早急に改善することこそ、不登校問題の解決にもかかわって求められているものと考えます。

3 不登校の子どもの一部に学びの場を提供してきたフリースクールへの財政的支援を可能とする法の整備は非常に重要と考えます。同時に、長期間に及ぶ不登校やひきこもりを余儀なくされた子どもと青年たちを含めて、第三条の四、第十四条にあるように、多くの人々に教育の機会を提供してきた夜間中学を充実し、拡充することも喫緊の課題です。この課題を解決するためには、「法案（座長案）」の中から第四章を切り離し、独立した問題として検討の俎上に載せ、その法律を早急に制定することが必要と考えます。

終わりに、私たち「子どもの権利・福祉・教育・文化さいたまセンター」は、以上に述べました点を踏まえ貴議連が、もとどおり別々の超党派フリースクール等議連ならびに夜間中学等義務教育拡充議連として、当事者・保護者・教職員・研究者等多くの関係者の声を十分な時間をかけて聞き取り、慎重で丁寧な調査研究や議論を行ってくださることを重ねて心からお願いする次第です。

以上

丹羽秀樹 様

このたびは、「義務教育の段階における普通 教育に相当する教育の機会の確保等に関する 法律案（仮称）骨子（座長試案）」を座長としておまとめになり、ご尽力に敬意を表します。

私は愛知教育大学の元教員で、折出 健二ともうします。2014 年春に退職致しました。

愛知から選出の国会議員でいらっしゃる貴台 が、教育関連の法案としては画期的とされる今次法案のとりまとめをなさっておられると聞きまして、ささやかながら児童生徒の教育 問題で仕事をして参りましたいきさつから、さっそく貴台とりまとめの「座長試案」と、 前の法案との対比を拝見した次第です。

(1) まず、「個別学習計画」を全面的に削除されたことは、実にすぐれた英断です。

これは、すでにご承知の通り、これがもし実施されたならば、そのような計画立案の作成と提示ができる環境の者とそうでない者との 差異・差別を生むこと、したがって、「教育の機会の確保」どころか、あらたな格差化ないしは不登校児童生徒間の線引きを行う結果となり、おおいに問題となっていた点でした。 こうした疑問や不安を覚える多くの保護者・ 市民の声を受け止めて、立法府の見識ある議員として今次このようなご賢察と英断を為されたことは、さすがに教育県と言われる愛知からの丹羽氏の知見であると賛同します。

(2) 次に、座長試案の「第三不登校児童 生徒に対する教育機会の確保等」の「三不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動に対する支援」において、下記のように「休養の必要性」を法案に明示されたことは、これまた不登校という状態にいたらざるをえなかった児童生徒の心情によりそう大事な論点であると拝察します。

《国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な学習活動の実情及び重要性に鑑み、その心身の状態、休養の必要性等に応じて当該学習活動の充実が図られるよう、不登校児童生徒及びその保護者の状況に配慮しつつ、これらの者に対する必要な情報の提供、助言、指導その他の支援 を行うために必要な措置を講ずるものとする。》

そのほかにも条件整備等でご苦心為されている点が数々感じられますが、上記の二点を今後も保持しつつ、ことこの問題に関しては、 全国で 12 万人を超える児童生徒たちおよびその 保護者の思いがつかまっている事案でありますので、どうか慎重を期して、夜間中学校の処遇に関する立法化と一旦切り離してでも、十分なる審議のもとに進めて頂けますように 、座長のお立場でのご賢察をおねがいするものです。

不登校児童生徒の支援にはその保護者・ 市民 ・ 教育関係者が連携してあたっておられ、その苦勞と子どもの自立を何とか支えていきたいというパワーに、もっと国や自治体の光が 当てられるべきではないかと小生は考えております。

とくに本案での立法化は、何よりも不登校児童およびその保護者へのエンパワメントを 目的とするものであらねばならないと思いま す。

立法化するチャンスはまだありますので、どうか性急な法案上程とならないように、経験 豊富な丹羽氏の確かな舵取りで、多くの方々の合意形成が十分に可能となる道筋づくりをお願いするものです。 時節柄ご自愛下さって、さらなる慎重審議をお願いして、拙文を閉じます。

愛知 折出 健二 (元愛教大教員)

超党派フリースクール議員連盟座長 丹羽秀樹 殿

超党派フリースクール議員連盟所属議員 各位

私は元神戸大学の教員で、不登校と教育相談について研究してきた広木克行という者です。

このたび「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(仮称) 骨子(座長試案)」(以下「座長試案」)を拝読しましたが、不登校の子どもやその親たちと共に歩んできた一研究者として、是非ともご検討頂きたい問題がありますので、それを3つに整理して提起することに致しました。

ご多用の折とは存じますが是非ともお目通し頂きますようお願い致します。

(1)第一の問題は、不登校問題についての「理念法案」であるにもかかわらず、本「座長試案」には不登校の定義あるいは本質についての認識が示されていないことです。そのために本「座長試案」はその本来の趣旨にも関わらず、不登校を子ども本人の弱さや家族の問題として受け取りがちな社会の一部の傾向を許容するものになっており、不登校の子どもとその親たちに新たな不安や苦悩をもたらしかねないものになっています。

「私は生まれない方が良かった」とか「僕はもう死ぬしかない」等の言葉で絶望的な苦悩を表現する子どもの声と、わが子の言動に怯える親たちの気持ちに対して、本「座長試案」は応え得る内容になっていないと考えられるからです。

不登校問題の解決を願って努力して来られた議員連盟の皆様のご努力を实らせる上で何よりも大切なのは、本「座長試案」を急いで法案にまとめるのではなく、本「座長試案」に対する不登校関係者(その経験者、親そして支援者など)の声を広く聴取し、それを通して不登校の実態とその本質に対する認識を更に確かなものにしていただくことです。とくに圧倒的多数の不登校の子どもは、深い苦悩と命がけの葛藤の中においてフリースクールや適応指導教室などに行くところではない状態にありますが、そういう子どもの親と支援者たちの声にしっかりと耳を傾けることが必要だと思います。

(2)第2の問題は、不登校による苦悩を抱えながらも学びへの意思を持ち、在籍校以外の場所で学びたいと思えるようになった子どもたちの前向きな意欲に応えるために、今日まで不登校の子どもの一部に学びの場を提供してきたフリースクールへの財政的支援を可能とする法の整備は非常に重要だということです。そして同時に長期間に及ぶ不登校やひきこもりを余儀なくされた子どもと青年たちを含んで、「義務教育の段階における普通教育」を求める多くの人達に教育の機会を提供してきた夜間中学を充実し、拡充することは喫緊の課題だということです。

これらの課題を解決するためには、不登校に関する上記「理念法案」と教育機会拡充のための法的整備とを切り離し、後者の課題を独立した問題として検討の俎上に載せてその法律を早急に制定することだと考えます。

(3)第3の問題は、少子化の中で増え続ける不登校問題の解決に資する「理念法」を新たに検討する必要があるということです。その作業のためには、かつて不登校問題の本質に迫る検討を行った文科省内の知的財産を踏まえ、それを更に深める方向で検討することが不可欠だと思います。その場合は、少なくとも「不登校問題に関する調査研究協力者会議」の「1992年報告」に立ち返ることが、実りある検討の出発点になり得ると考えます。

ご承知のように「1992年報告」では、「不登校はどの子にも起こりえるものであるとの視点に立ってとらえていくこと」の重要性が強調され、そして「子ども同士の葛藤、学業の不振、児童生徒の教師に対する不信など、学校生活上の問題が起因して不登校になってしまうことがしばしば見られることに留意すること」が指摘されていました。それは学力競争の強まりと学力格差の拡大が指摘される近年、深刻の度を加えている不登校相談の臨床例に照らしても極めて妥当な見解ということができます。

いじめ・自殺等の命に関わる問題が増加し深刻の度を増している学校と教育の現状に対して、不登校問題の本質的検討を踏まえた「理念法」を提起し、解決の方途を指し示すことこそ、いま求められていることだと思われれます。

最後までお目通し下さり誠に有り難うございました。

2016年3月3日

広木克行 ( 神戸大学名誉教授 ・ 日本臨床教育学会 副会長 )

## “多様化が消し去られた元多様化法案”いわゆる「不登校対策法案」に反対するメッセージ

教育評論家（元毎日新聞編集委員） 長谷川 孝

「不登校対策法案」と呼ばれるのにふさわしい「義務教育における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律案」は、まさに「アベ教育政策に見合う内容だから提案されるのだ、と思います。つまり、教育の戦前化、教育勅語の教育への回帰（まさに“非多様化”なのです）の方向に不都合がなく合致する法案だということです。

教育（その内容と方法）の「多様化」は、本来、とても大切で実現が望まれることです。しかし、その多様化が意味のあるものとなるためには、主体的に学ぶ権利と、教育（その内容と方法）の自由の保障が不可欠の要件です。この要件を欠く多様化は、いわば“施す教育のお仕着せ方の多様化”にしかならない、と考えたほうがいいのではないのでしょうか。

ところが学校教育の現状は、主体的に学ぶ権利の保障に逆行し、教育の自由が圧縮される方向に動いています。教育内容や教育行政への政治・国家行政の介入、管理・統制が強められてきています。公教育は「官」教育へ、国家の教育権的な教育支配へ、という動きです。つまり、教育の多様化の要件を否定する方向です。

教科書の内容に、政府見解を反映せたり、すでに検閲というべき検定意見で記述を変えさせるなどして、教科書の多様化は潰されてきました。学習指導要領の締め付けも強まり、教育の不自由を拡大しています。一時はやった「学校選択制」は、選ぶべき教育内容や方法の多様性が全くなく、ロクな選択もできず、学校統廃合の手段になったのがせいぜいでした。

主体的に学ぶ権利と教育（その内容と方法）の自由の保障のないままでは、というよりそれに逆行する動きの中では、教育（その内容と方法）の多様化を進めることは、全く不可能だと思います。今はまず、“多様化が消し去られた元多様化法案”を推進するより、学ぶ権利の保障と教育の自由の拡充のためにこそ、力を合わせる事が大事なのではないのでしょうか。

## 不登校を経験した当事者、不登校の子どもを持つ親の方々などの声・意見

不登校経験者 大塚朝子

私は昔、不登校でした。学校へ行くことが只々苦痛でした。でも、家に居れば楽に過ごせたわけではありません。「自分は学校に行けないダメな人間なんだ」と自分を責めていたからです。こう云う時、体は動きません。「ダメ人間でなくなるために学校へ！」と行けるものではないのです。そして次に思います。「ダメ人間でごめんなさい」「ダメ人間なのに生きていてごめんなさい」と。これは決して私一人の特殊な考え方ではないと思います。多くの不登校の子は、只、学校に行けないと云うだけで自分を責め、時には生きていく事すら悪い事だと思い詰めたりしてしまいます。

そこへの「皆、待ってるよ。学校へおいで」等の働き掛けはもちろん、「学校がムリならフリースクールもあるよ」「それもムリなら家で勉強したら？」等、働き掛ける側がどんなに善意からでも(いや善意であればこそ)自分を責めている当事者には凶器になります。「皆がこんなに色々してくれているのに、自分はそれに応えられない超ダメ人間だ」と思わせるのに充分だからです。この法律案は、この“凶器”を多量に生む危険を孕んだものです。今まで「かわいそうだけど何もしてあげられない…」と思っていた(そしてそっとしておいてくれた)人達が、善意で「学校へ行けないなら個別学習計画を出すといいよ」と言ってくるかも知れない…。先生が…学校関係者が…教育委員会が…そして保護者が。これは不登校経験者の私には、もはや恐怖でしかありません。

自分を責めている不登校の子に必要なのは、「学校に行かなくてダメ人間なんかじゃない」と実感できる環境です。「行かないなら個別学習をすれば良い」では、必要な実感は得られません。どうか議員の皆さん、辛い思いをしている不登校の子に良かれと思うのであれば、この法律案を通すのではなく、「何もしない今のままだって何も悪くない！ダメじゃない」と思える社会を造って下さい。

※この文章は2015年9月の『馳座長試案』を受けて書かれたものです。どのように法案を書きかえられようと不登校をしたことで存在を否定された当事者の思いは変わりません

不登校を経験した当事者 30歳

わたしは東京在住で、小学校でいじめにあい、中学2年で不登校をし、30歳の今、ようやく家で落ち着いて過ごせるようになった矢先に、「義務教育の段階に相当する普通教育の機会の確保に関する法律案」を知りました。

中学2年の2学期に、エネルギーが切れるように学校に行かなくなりました。しかし学校を欠席して家にいても全く休めず、罪悪感を感じる時間の方が多かったです。そして親も不安に陥っているので、せめて規則正しい生活を崩さないようにと朝起こしにきたり、ちょっとでも家で勉強させようとしたりと、もう双方の願いや思いが全く合致せず、非常に辛い日々が続きました。



中学、高校、大学の年齢の頃は、そういう所に通えない、自分を合わせる事が出来ないことに罪悪感を感じ、社会で働いて当たり前の年になると、人や集団が怖くて働きに出られないことを引け目に感じながらも、どうすることもできませんでした。

そして、社会の価値観に合わせられない自分を責め、どうすれば社会という集団に自分が仲間入りできるか、合わせる事が出来るか、そればかり考えていました。合わせられない自分が悪い、自分に問題がある。不登校してから、ずっとそう思っていました。

そこから解放されたのは、一昨年(2019年)の10月、当事者の集まりで他の参加者の方が、「アウェーからは離れていい」という言葉を言うてくれたからです。サッカーの中継などでよく出てくる、HOME(ホーム) & AWAY(アウェー)のことですが、この言葉が、本当に大きなきっかけになりました。そこがアウェーなら、合わせる必要ない。アウェーからは離れよう、離れていいんだ。この言葉のおかげで、中学2年で不登校をしてから16年目に、私ははじめて、心から、自分を肯定することができました。

元当事者として、今回の法案は、白紙に戻してほしいと願ってきました。

2月2日、3月4日、3月8日、3月11日と、条文が出るたび読ませていただきましたが、「不登校の子どもの管理法案」になっていること、この法案が成立してしまえば、生存権を脅かされる子どもがでてくると、強い危機感を感じています。

「教育機会の確保」という言葉が使われていますが、学校でいじめ・体罰・性被害などをうけた「犯罪被害者の保護・ケア」という観点からお考えください。

学校が加害者側とすると、この法案は、加害者側が被害者の「適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、支援の状況に係る情報を教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者相互間で共有(第九条)」し、「学校以外の場における学習活動等の継続的な把握」「心身の状況を継続的に把握(第十二条)」をして、「実態の把握に努める(第十六条)」。

支援するにも、実態を把握するにも、本人あるいは保護者に聞きとりをする必要があります。

そうすると、学校に行かない理由を言葉で説明しなければならなくなる。

いじめや性被害、体罰などの被害をうけた人の場合で考えてみますと、非常に辛い心理状態に追い詰められるのではないかという懸念がぬぐえません。

突然犯罪にまきこまれ、ショック状態で動けなくなった(学校に行かなくなった)被害者に、加害者が在籍する学校側の関係者が、「情報を共有」し、「状況を継続的に把握」したいと法律に基づいてやってくるのです。被害当時の状況をフラッシュバックさせ、思い出させて言葉で学校に行きたくない理由を説明させられるのです。

そうしないと「休養の必要性」が認められない。とんでもない話です。

「犯罪被害者の保護・ケア」という観点から見ますと、この法案は危険です。

被害者を追い詰めるものになる可能性が、非常に高いです。

どうか、立法を急がないでください。

広く、丁寧に、時間をかけて、当事者や保護者の声を、聞いていただけますよう、お願い致します。

そして、今回の不登校対策の法案は、白紙に戻していただけますよう、切にお願い申し上げます。

私には3人の息子がおり、今は義務教育年齢を過ぎていますが3人とも不登校経験があります。幼稚園や小学校の途中から不登園・不登校となり、中学は1日も登校することなく卒業して、今はそれぞれに学校ではない居場所や家庭で過ごしながらか、将来のことも少しずつ考え始めています。21歳の長男に先日、この法案の最新の骨子を見せたところ「こんなもの、やめてくれ!」と言っていました。法案の内容はどんどん書き換えられていますが、前座長案のときからこの法案は学校外での学びを学校での学びと対等な位置に置くものではありませんでした。しかも書き換えられるたびに、学校外の学びを認める内容から不登校対策へと内容がシフトしており、休みがちになった子どもの管理を強化し、各関係機関で情報を共有し、学校復帰をより促す。それでもどうしても来られない子は仕方がないから、その子たちのための場所を公で用意したり、民間や家庭での学習も容認する。それでもやはり学校の学習を第一としているという内容です。文科省で進めている、不登校を休んだ日数でさらに細分化して管理するという施策ともリンクさせてようとしているように見えます。

我が子が不登校になっていた合計10年間の義務教育期間の経験から言わせていただくと、不登校になっている子どもの大多数は心が疲れた状態で家にいて、この法案で用意されようとしている「支援」を望んではいません。長男が「やめてくれ」と言ったように、家にいる大多数の子どもが望んでいるのは、とやかく言われずに家でゆっくりできる時間を保障されることです。その時間が保障されれば、やがて学校に戻るのも別々の道を進むのもであっても、本人が自分で考えて決める力を取り戻します。学校的な学習は最初は手を付ける気力などないし、進む道によっては必要ない場合もあります。

議員のみなさんがよかれと思って進めてくださっていることが、子どもたちのためになるとはとも思えない内容になっています。たとえ「多様な」とか「休養の必要性」というような言葉が盛り込まれても、法案全体にそういうまなざしが無い以上、あくまで条件付きのものに終わると思います。現状でも小中学校には1日も登校しなくても、将来に不利にならないよう卒業が認められ、何らかの理由で苦しくて学校に行けないことは正当な事由として認められています。この法案ができるとそこに条件がつけられ、学校を休んでいる子はさらに追い詰められます。どうかそのところを知っていただいて、夜間中学の法案とは分けていったん白紙に戻していただければ、切にお願い申し上げます。

教師の暴力的威圧的な態度により長女が不登校になった時、登校出来なくても勉強はさせるのが『長女のため』と想い塾に行かせたりした結果、長女は夜驚症を起こし毎晩泣き叫んだり、音の聞こえ方がおかしくなるような状態になってしまいました。

その後しばらくして、次女が学校になじめず、五月雨登校になってきた時、この子だけは不登校になって欲しくない。普通でいるのが『次女のため』と私は必死で学校への送り迎えをしていた結果、

次女は毎日毎日「死にたい、死にたい...。」と長女に言っていたそうです。

親の会に出会い、学校より子どもの命が大事と心の底から思えた時、子ども達は家で安心して過ごし穏やかに生活できるようになりました。

次女は現在中学1年生で葛飾シューレ中学に在籍しています。この中学に入学したのは、小学校で不登校をしていた時、校長先生にしつこく本人確認をさせて欲しいと言われ、それが嫌だったからです。

確かにこの中学は安心して家で過ごすことが出来ますが、全く行かなくても当然授業料が発生します。行かない学校にお金を払うより、自分の好きなことの為に使う方がいいのではないかと本人が考え、地元の中学へ移る事を考え始めていた時に、この法案の情報が入ってきました。

この骨子案の内容を読むと、地元の中学で不登校となれば、『支援』という名目で家に知らない人たちが来るのではないかと娘は怯えています。それを考えると地元の中学には行けません。この法案が成立すれば、現在の安心できる生活を確保できなくなるなんて、一体誰のための法案なのかと思います。

不登校の子や辛い状況で学校に行き続けている子のことを考えてくださるのは、とてもありがたいことです。しかしその子達が困るような法案では全く意味がなく残念に思います。最も辛い思いをしている子達が、社会の規範に縛られ自分を責めるばかりで何の声も上げられない状況があります。現在の不登校をさせず学校復帰が強調され管理が強まる骨子案は一度白紙にさせていただき、まず、辛い立場にある子どもたちの声に耳を傾けていただきたいです。

「のびるの会」江東の不登校・登校拒否を考える会 平野浩子

小5で不登校になり、現在中3の我が子は、「(多様な)教育機会確保法案」には異議があるようです。不登校経験のある友人達に「自分達の問題なのだから、ちゃんと考えないとダメだよ！これは、オレ達の為じゃなくて、親の為の法律だと思う」と友人たちに話しているそうです。

最初はポカーンと聞いていた友人が、私が長男にしてきた、親の心配からくる、様々にかみ合わなかったことを友人に話すと（親がカウンセラーに相談して、カウウセラーのアドバイスにしたがって長男がやられたことで、長男がムカついたことなど）「そうだよ！俺もさ・・・！こんなことがあった！あんなことがあった！それは、ひどい！」と急にしゃべりだし、話しが盛り上がったそうです。

子どもに良かれと思って、親は、あれこれ走りまわり、子どもに対して、言ったり、やったりします。それは、親自身の不安を打ち消すためのことがほとんどです。「親の会」では、そんなことが話されると「私もそうだったよ」と共感的に受けとめられ、その共感の中で、少しずつですが、親も子どもの思いに気がついていきます。

今回の法案は、そんな親達の数々の過ちを、個人的な問題ではなく、制度として固定化させてしまう危険を感じています。個々人の過ちであれば、個々人が気がついた時から修正していけますが、法律となってしまうと、強制力が働きます。そこに、親の会の仲間たちは大きな危機感を感じて、法案の白紙撤回を求めています。

埼玉県草加市の地域で小さな親の会を25年続けてきました。私の娘と息子は小学校低学年から、体の症状なども出て不登校になりました。現在は30代になり、それぞれ元気に過ごしています。地域の会で出会った子どもたちを思い起こすと、フリースクールに通っていた子はごく一部です。ずっと家で過ごして、義務教育年齢を過ぎてから動きだした子も多いです。それぞれに、しっかりした信頼できる社会人になっています。

当初出された前座長試案の「個別学習計画」には愕然としました。あの条文がそのまま通れば、一番辛い状況の子どもと親を強く抑圧してしまったことでしょう。「学力を保障する」という善意からだとしても、状況によって命にかかわるほど子どもを追い詰めてしまったと思います。何より不登校の子どもがどのように辛いかを認識せずに書かれた条文だと思いました。「個別学習計画」が削除されてほっとしています。けれども、新しい試案の骨子を見ても、まだ、子どもの状況を理解していただけていないと感じざるを得ません。「不登校していても大丈夫だよ」という心からの安心感は、「フリースクールもあるよ」「こんな学習もできるよ」と提示されることで得られるものではない。無条件に「今のありのままでOKだよ」と感じられる状況が必要なのだと思います。

娘は「自分は学校に行かないダメな人間だから、呼吸して空気を汚すことに罪悪感があった」と言いました。親の私は、結構笑顔で一緒に外出していたし、そんなに辛かったとは気づきませんでした。娘は「にこにこ元気でいなくちゃいけないと思っていた。でも、にこにこしてられる元気はあったっていうことだね」と言いました。昼夜逆転したり、外に出られない子たちはもっと元気が出なかったのだろうと。

私自身立派な親ではありません。毎日一緒に過ごしている親でも気づけない子どもの思い・心の痛みと苦しみがあります。まして、学校の先生、教育委員会の方に見えないこと、気づいていただけないことは、たくさんあって当然、やむをえないと思います。

25年間、親の会を続けてきて深く感じているのは、子どもを甘く見てはいけないということ。子どもは全身で感じとり、一所懸命頑張って、頑張り続けられなくなった限界で動けなくなります。大人が「子どもによかれ」と思ってあれこれ働きかけ、善意であることを感じとれば感じとるほど、子どもはそれに応えられない自分を責めて苦しんでしまいます。子どもに対して何かの方策をとる場合は、子どもの心の底をしっかりと汲み取らなければいけない。今、渦中にある子どもの声を聴くことは難しいとしても、体験した当事者の声を真摯に聴きとって法案を作成して下さいませう、切にお願いいたします。

草加市の隣の川口市には「自主夜間中学」があります。そこの方たちは30年間、週2日公民館の会場を借りて学習したい人たちから「授業料」を一切とらず、ボランティアで学びの場を続けてきました。それと並行して、埼玉県に公立の夜間中学校を作ること求めて運動していらっしゃいます。埼玉県知事は「国の動きを見て決める」と回答し続けています。学校教育の場から学校教育法に合わないからと排除されてきた「夜間中学」の方たちの問題と、学校教育の中で傷ついて「不登校」になってしまった子どもの問題を「教育の機会の確保」という文脈でひとつにまとめてしまうことは大変乱暴な論理だと思います。どうか、夜間中学の問題と、不登校の問題を分けて、法律を作って下さい。私は、夜間中学の方たちが待ち望んでいらっしゃる法案は速く実現していただき、そして不登校の子どもの問題は、当事者の声を十分に聞くことも含め、もっと丁寧に検討して法案

を作成していただきたいと思います。

「骨子」第三の二を読んで「ああ、また先生たちがきつい状況になってしまう…」と感じ、ため息が出てしまいました。娘の小学校時代から、担任の先生と連絡をとるために職員室に足を運ぶ機会も多くありましたが、先生たちが職員室で机に向かっていく様子にどんどんゆとりが無くなっていくのを感じていました。法律で自治体と教育委員会、学校に指示するだけでは、現場の方の負担が増すばかりです。学校現場の先生方の声もしっかり聞きとって法案を作成して下さい。子どもと先生がゆとり顔を見合っただけで一緒に笑いながら過ごしてゆける学校、子どもたちが、あれこれ自分で試したり、まちがえたりやり直したりしながら、自分の人生を作ってゆくことをサポートする学習環境の実現を願っています。

様々な方針や政策が繰り返されながら、不登校もいじめも無くならないのは何故なのか、今までの日本の学校教育の問題をかえりみずに「子ども」と「教師」を動かしてしのごうとすることはもうやめていただきたい。ハードワークに陥って心身を壊してゆく先生たちも後を絶ちません。現在の枠組みの中で苦心を重ねている多くの関係者に下駄を預ける法律ではなく、大前提の枠組みを緩やかに健全なものに広げてゆく法律をこそ、作っていただきたいと切望いたします。

松江不登校を考える会『カタクリの会』 吾郷一二実

私は島根県松江市に在住しています。我が子の不登校から仲間と親の会を立ち上げて、25年になります。

親の会では毎月1回の例会を開き、参加者同志で親の思いや子どもの姿を素朴に素直に出し合いながら、子どもの無言の訴えや苦悩を子どもに寄りそう姿勢で考え合ってきました。その中で出される学校状況は20数年前とあまり変わらず、子どもの苦難はいまだに続いていると感じます。

長年、国の予算を多額に投じて行われている不登校対策ですが、いっこうに改善につながらないのは「不登校の子ども側に問題がある」として対応してきたからではないのでしょうか？

今回の法案も不登校の子どもを更に管理、分別するものになっています。そもそも子どもが行けない、行きたくないのは学校なのです。学校を変える努力をしてください。

息子は小2の時から不登校でした。8歳の時、私の友達グループに誘われて、旅行に行きました。すると担任の先生から「学校に来れないのに家族以外の人と旅行に行ったんですか？」と不思議がられました。彼は旅行には行けましたが、『学校』には行けなかったのです。

不登校は良くない事、不登校にならないように、の考えが今、学校にかよっている子をも苦しめています。ゆとりがなく、競争や管理の辛い学校生活でも、いじめがあっても頑張るしかないのです。学校も家庭も休むことは許してくれないのが実情です。かつて私もそう思っていて、行き渋る息子を更に追い詰めてしまいました。まるで別人のように荒れ、様相も変わっていった息子の姿を今でも思い出します。本当に申し訳ない事をしたと反省すると共に生きていてくれた事に感謝しています。どうか子どもが自分の事情で休める学校にしてください。

学校の制度や学校の文化、空気感を子どもの側、また、世界一多忙な日本の教師と言われる先生の側から検証し、丁寧に議論を積み重ね、根本的に見直してください。

そのためには、当事者、体験者、親の会の意見をしっかり聞いてください。  
どうぞよろしく願いいたします。

元教員の方

子どもが不登校になると、親は悩み教師も子どもの登校を親とともに促します。私も教師をしていたときそうしてきました。このことが子どもを一層苦しめ傷つける行為であったかということをややよく知りました。

この法案は「子どものために良かれ...」と、不登校に縁のなかった大人の教育的配慮から検討されたものと考えられ、実際は現在以上に子どもを追いつめて問題解決には程遠いものであるとの懸念が関係者の中で広まっています。

そんな疑義のある法律の立法化を急ぐことなく、当事者の心に寄り添い、不登校体験者やその保護者、支援者の声を十分にいて下さい。不登校の実態について子どもの立場から、調査・研究・検証を進めてください。

まずは法案の白紙撤回を求めます。よろしくお力添えください。

不登校の子どもを持つ親

我が家では、現在小3の長男が不登校、次男は年中ですが幼稚園に通っていません。次男も学校には行かない可能性が大きいかなと思ってます。そんなわけでこれから制定される法律には我が家の子供たちに大きく関わってきます。法律に関してはよくわかりませんが私なりに法案を読んで感じたことを書いてみようと思います。

一番気になったところは、第9条「不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ断続的に行われることとなるよう...必要な措置を講ずる...」という文です。

長男が小学1年生の9月より不登校になってから、在籍学校の先生方や、支援センター、通級、児童心理の先生、スクールカウンセラー等たくさんの方々に助言をされてきましたが、そのどれもが「生活リズムだけは正そう」、「少しずつ勉強を始めて行こう」、「少しでも外に出よう」、「校門にタッチしてみよう」など、いまとなって考えてみれば辛い子供を余計に辛くさせるものでした。

親の私たちに対しても、「お子さんの将来のことを考えると学校に行かせたほうが良い」「学校に行かせるのは親の義務でもある」など、良心をつつかれ罪悪感でいっぱいになりました。フリースクールも勧められました。

現在は、自分の考えをはっきりまとめ、それらの支援を極力お断りすることで家庭に平和が訪れていると思っています。

今まではそれらの支援や助言が学校や支援センターなどの善意で(法律で決められたものではない)行われていたから不必要だと思われるものは私たち親の判断でお断りしてきました。今後、法律ができて、これらの支援を『組織的かつ断続的に』行うように対策されてしまったら、、、。

「法律でそのように決まったから」と言われれば断りづらいです。(それでも私は不要、有害なものは断ろうと思っていますが。ただ、断るのもエネルギーがいらいます) 拒否すれば法律違反となってしまうのでしょうか??

もちろん支援の内容にもよります。不登校初期にありがちな(長男も通ってきました)、昼夜逆転、ひきこもり、ゲーム漬けなど常識では悪とされているものをすべて良しとして受け入れてくれるのでしょうか。今まで我が家が受けてきた多くの助言のなかにはこれらを認めてくれるものはほとんどありませんでした。

このことから考えると、今後制定される法律によって行われる支援や助言は、子供たちの気持ちに沿ったものになるとは考えづらいです。

親の私でさえ、苦しんでいる子供と接して体感してやっと受け入れられたことです。長男が不登校になる前は、昼夜逆転、ひきこもり、ゲーム漬けなんてとんでもないと思っていました。常識では考えられないような生活の必要性を、どんなに説明しても分かってはもらえず、怖い怖いと言って嫌がる長男を先生方に一切会わず電話も訪問もお断りしたために、逆に虐待を疑われ、児童相談所に通報すると脅されたこともありました。

こういう認識はすぐには変わらないと思います。すぐにはというか、自身が体感したものでないと実感できないんじゃないかと思います。変わらない認識のまま、支援や助言が断続的に法に後押しされて行われることが怖いです。

学習活動の状況、心身の状況把握、適切な支援、、、せっかく家に隠れて安心して過ごしている子どもを、家の中まで追いかけて探し出そうとしているイメージです。閉じこもっている間は、そっとしておいてほしいです。

子どもが安心して休めて、エネルギーがたまってきて家では物足りなくなって自ら動きだしたとき、初めて支援が必要になってくるんだと思います。もちろん、子どもが支援を望んだら、です。フリースクールも、そのときのひとつの選択肢だと思っています。

超党派フリースクール等議員連盟・

夜間中学等義務教育拡充議員連盟 議員の皆様

## 「義務教育の段階における普通教育に相当する 教育の機会の確保等に関する法律案」についての要望書

国会議員の皆様においては、子どもたちの教育において、日々、ご健闘されていることに心から敬意を表します。

先日出された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」を読ませていただきました。

多様な教育を認めていく趣旨の法案として検討されていると考えていましたが、この法律案を読ませていただく限り、その趣旨が大きく違っていると考えます。

また、この法案がなくても、進められることばかりで、この法案によって、かえって、いろいろな方法があったものが、できなくなってしまうことの方が不安です。

フリースペースの子どもたちは、自分を問い、悩みながらも、時間をかけ、何のために勉強するのかを考え、それぞれの道を切り開いています。その、考える時間、休む時間を奪い、勉強が遅れる等を心配する大人の考えが、多くの子どもたちの命を追い詰めています。

また、一番身近である保護者と子どもの思いが違っていることがとても多いのが現状です。親も経済的に厳しい今の社会の中で、子どもが、経済的にも自立して行かなければ、生活できないという不安は多くなるばかりです。学校復帰を支援することは、そういう親たちをさらに追い詰め、その矛先は、子どもたちへと向かっていきます。

この法案は、多くの人たちに関わるものなのに、子どもや親、学校の教員等に、内容が全く知らされていません。加えて、たくさんの反対意見が当事者や親から届けられています。もっと、十分な時間と議論が必要と考えます。

このようなことから、以下要望します。

2016年3月10日

- 1、さらに子どもたちを追いつめる「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」の今国会への上程を止めてください
- 2、公的教育の予算拡充を行い、公的教育が多様性をもって行うことができるよう政府、文科省に働きかけてください
- 3、夜間中学については、運動をすすめてきた人たち、利用者の意見を尊重し、その実現に向けて対応してください。

NPO法人 子どもと共に歩むフリースペースたんぽぽ スタッフ一同  
理事長 青島 美千代



## 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」

のうち、夜間中学に関する規定(14・15条)は切り離して成立させ、その他の部分については白紙撤回を求めます

2016年4月15日

長野県小諸登校拒否・不登校・ひきこもりに学ぶ親の会『はじめのいっぽ』  
世話人代表 小山 知徳 世話人 小山 優子

私たちは、地元小諸市でこの10年余り、親の会『はじめのいっぽ』を月一回継続的に開いてきました。登校拒否を経験した息子(26歳)娘(19歳)の親です。息子は義務教育9年のうち4年間、娘は3年間の登校拒否を生きました。息子も娘もさまざまな信頼できる理解者、伴走者との出会いに恵まれ、現在息子は社会人として、娘は大学生としてそれぞれ自分の道を歩んでいます。また親の会では登校拒否、不登校、ひきこもりを理解する学びをお子さんの心を真ん中に積み重ねてきました。

この佐久地方には、250名～300名近く(義務教育)の登校拒否、不登校のお子さんがいると言われています。近くのフリースクールは、中学3年まで。現在は、利用するおさんは少なく、利用者のいない日もあると聞いています。また250名～300名のうち中間教室につながるおさんも数十名だとも聞いています。ですから家で過ごす圧倒的多数の200名近くのおさんと生きる親御さんは悩み苦しみ『見捨てられ感』『孤立感』『生存不安』を抱えながら、お子さんのさまざまなシグナル・サインを理解しようとして生きておられます。そのおさんも親御さんも関係者のほとんどがこの法案の存在を知りません。

登校拒否、不登校で苦しみ悩むおさんが義務教育小・中学校で12万人以上の高止まり、高校生の5万人を合わせて17万人以上のおさんのうち、フリースクールに通うおさんは4000人余りと聞きました。登校拒否、不登校のおさんたち、親御さんたちの大半は、この法案を知らずに蚊帳の外にいます。

私たちは当事者の声、関係者の声をていねいに丹念に聴くことなしに、また反対の声に耳を傾けず、十分な論議なし審議なしのままに短時間のうちに法案を成立させようとしていることについて大きな不安を抱いています。この法案の中で、喫緊の課題である夜間中学の部分については切り離して成立させ、その他の部分については白紙撤回を求めます。以下私たちの要望と反対意見を記します。

### 1. 当事者、関係者の声を丹念にていねいに聴かずに法案成立を急がないでください。

議連、文教委員のみなさまのそれぞれ選出された地元、お生まれになった地元にならず身を潜めるように暮らしている登校拒否のおさん、親御さんが47都道府県どの地域にもどの学校にもおられません。その声を地元に戻られた折、ヒアリングの機会を設けてください。地元には、ほそぼそと開かれている親の会、おさんの安心、安全、安堵の居場所、フリースペースが地方では数少ないですが存在しています。その方々の声を議員のみなさまの人間の感性、共感的理解、受容的カウンセリングマインドを持って聴いていただきたいのです。継続的に聴き続けていただきたいのです。

『なぜ子どもが学校から退いていくのか問うこと』『子どもの声を聴くこと』『子どもの心を理解すること』なしに法案の成立を急がないでください。

2. 法案第1条で「教育基本法及び児童の権利に関する条約の教育に関する条約の趣旨にのっとり…」と謳われているのですから、国連の権利委員会の懸念、注意喚起、勧告、奨励、要求に応える法案を国として「子どもの最善の利益」の観点から、まずこの法案を白紙にし、当事者、関係者の声を丹念に聞いていないに聴いた上で、合意と納得、審議、論議が充分尽くされる法案作りを一からやり直してください。

特に第3回国連子どもの権利委員会最終所見『7教育、余暇、及び文化活動(本条約28条、29条及び31条)70. …本委員会は、また、高度に競争主義的な学校環境が、就学年齢にある子ども間のいじめ、精神障害、不登校・登校拒否、中退及び自殺の原因になることを懸念する。76. 本委員会は、子どもの休息、余暇及び文化活動に関する権利について締結国政府の注意を喚起する。公的場所、学校、子どもにかかわる施設および家庭における、子どもの遊びの時間およびその他の自発的に組織された活動を促進し、容易にする先導的取り組みを支援することを締結国政府に勧告する。』

『 広報、研修、意識向上 24. 本委員会は、子ども及び親に本条約に関する情報を普及することを締結国に奨励する。本委員会は、子どもとともに、子どものために働くすべての者(教師、判事、弁護士、警察官、メディア関係者、すべてのレベルにおける公務員を含む)のために、子どもの権利を含む人権に関する体系的で継続的な研修プログラムを開発することを締結国政府に要求する。』

3. 「教育の機会の確保」より、「休息、休養の権利」「余暇及び文化活動を楽しむ権利」「遊ぶ権利」について、すべての子ども及び親、子どものために働く方(教師、判事、弁護士、警察官、メディア関係者、すべてのレベルにおける公務員を含む)に周知徹底させ「子どもにとっての最善の利益」を優先させてください。

法案には、数えてみましたら「教育の機会の確保」の言葉が25回も記されています。

息子が小学2年生、登校拒否になったとき、元気で遊び回っていた頃とは打って変わりました。表情は能面、部屋の隅っこでポロポロと涙を流す、「疲れた」と言っではごろごろするエネルギーが枯渇した状態。「元気を出して」と言っても元気など出る状態ではありませんでした。私は「せめて九九ぐらいは」とさまざま試みましたが、すべて拒絶されました。

広木克行氏(神戸大名誉教授)の著書『子どもは紫の露草』の言葉「学力は本人が学ぼうと思った時にまた取り戻すことができるものです。これは教育学の真実です。そして教育の中で何より重要なことは人間としての力をつぶさないということです」その通り、息子は登校拒否4年間の学力を自力で取り戻し、大学、大学院と進学し、現在は開発研究の仕事に携わっています。「教育の機会の確保」より、息子の場合も娘の場合も親の会で話されるお子さんたちも病院で注射して学校へ通うお子さんも、まずは心身共に「ゆっくりたっぷり休むこと」がエネルギーを充電するために必要不可欠です。「人間としての力、生きる力」を取り戻す時間がまず必要だとわが子たちが、かかわったお子さんたちが私たちに教えてくれました。

4. 「不登校特例校」で登校拒否、不登校のお子さんを分断、分離することは、世界的に進んでいるインクルーシブの流れに反します。かつ民間の不登校産業が「教育の機会の確保」の名のもとに参入する流れになることを強く懸念しています。

輿石 東 参議院議員 様

「義務教育における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律案」を  
了承しないよう要請します

2016年4月7日  
山梨県笛吹市一宮町石 2359-102  
山梨不登校の子どもを持つ親たちの会(ぶどうの会)  
代表 鈴木 正洋

「山梨不登校の子どもを持つ親たちの会」(ぶどうの会)は、わが子の不登校を体験した親たちが、山梨の地で同じ悩みを持つ親と連携しようと会を設立して10年余となりました。

さて、「義務教育における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律案」通称「不登校対策法案」が今国会に上程されようとしています。

この法案の内容で危惧する点は次の通りです。

第1に、不登校(登校拒否)の子どもに最優先で必要なことは、安心できる場所を確保することです。ここに全く触れずに「学習支援」に特化してこれでは、不登校対応にはならず、一層当事者と親を追い込む内容です。

第2に、不登校(登校拒否)の発生要因を無くすことが最優先課題であるのに、全く触れていません。何より「安心して学べる教育環境」の確保が必要ですが、この法案では、毎年発生する不登校者の防止にはならず、現状容認の内容です。

文部科学省は不登校はどの子にも起こりうると言っています。いじめや体罰など不適切な指導、部活の過労、その他で心身ともに傷ついた年間12万3千人の不登校の子どもたちが文部科学省の不登校対策に追いつめられています。新学期が始まる今、親はわが子を登校させようとして登校圧力をかけ、親子で対立し傷つけあう悲劇が多く家庭でくりひろげられています。この法案が成立したら、子どもたちと保護者は更に追いつめられます。

一貫して教育運動に関わってこられた輿石 東議員にこの法案について了承しないよう働きかけていただきたく要請をします。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」(仮称)の慎重審議を求める意見書

現在、フリースクールと夜間中学等義務教育拡充の超党派両議連による「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」(仮称)が、議員立法として今国会での上程を目指すことが検討されています。

昨年秋まで、法律のおもな趣旨は、不登校の小中学生らが通うフリースクールの学習内容を義務教育の制度に位置づけるものでした。しかし、本年2月には、慎重論に配慮し義務教育化は見送る内容での案が検討されていると報じられました。法制化によって、学校や教育委員会の負担が増えること、フリースクールのあり方も多様であること等から、法制化によるフリースクールへの支援の基準について、議論が分かれたという経緯があります。

全国の不登校児童生徒は12万人とされていますが、フリースクール等の民間施設に通う小中学年齢の子どもは不登校全体の3.5%に過ぎません。そのような中で、現在までに一部のフリースクール関係者の意見は聴取された一方、不登校当事者や関係者の意見が広く聴取されたとは言えません。また、当初は学校教育法の特例法として、フリースクールなど学校以外での学習を義務教育の範囲に位置づけることが目的でしたが、その部分は削除され、不登校児童生徒に学校復帰を促すような基本理念を設け、不登校を対象とする特別の教育課程の学校を設置する考えだと報じられるなど、「多様な学びを法律に位置づける」という当初の立法趣旨からは、趣旨も内容も大きな変遷をたどっています。

議連の中でも、十分な議論のうえでの結論とは言えない現状の下、法律が成立すれば、我が国の教育制度の理念もあり方も大きく変わることになり、不登校児童生徒や教育委員会、学校教職員にとっての影響は看過できないものとなります。

今国会での成立にこだわることなく、調査や意見聴取を慎重に行うことを要請し、上程された場合も、拙速でない慎重な審議を行うことを求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3月30日

多摩市議会議長 萩原 重治

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
文部科学大臣 殿